

第6章 し尿処理事業の概要

1 し尿処理の概要

(1) し尿の収集・運搬

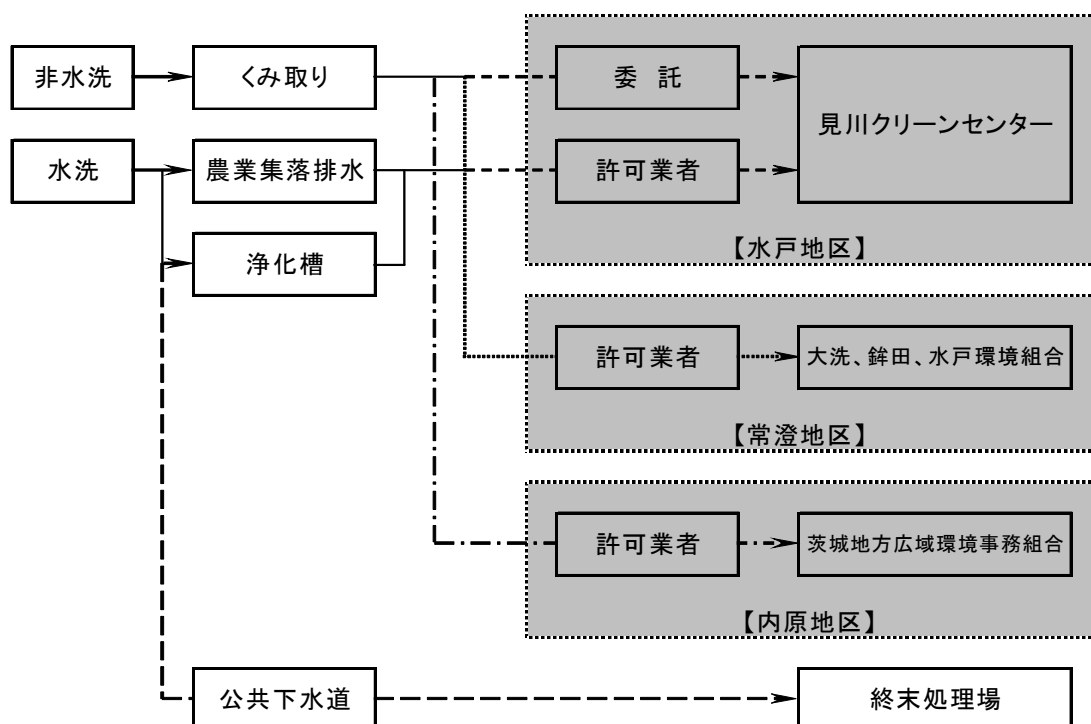
ア し尿

水戸地区は、昭和44年2月まで直営と許可制で行っていたが、同年3月、許可業者の統廃合に伴い、それまでの直営に加え、2社（昭和44年5月から3社）による委託制に移行した。その後、平成15年度末をもって直営による収集・運搬を廃止し、現在、委託制により、見川クリーンセンターへ搬入している。

常澄地区及び内原地区は許可制で行い、常澄地区は大洗、鉾田、水戸環境組合の処理施設へ、内原地区は茨城地方広域環境事務組合の処理施設へそれぞれ搬入している。

イ 浄化槽汚泥

3地区ともに許可制で行っている。水戸地区は見川クリーンセンターへ、常澄地区は大洗、鉾田、水戸環境組合の処理施設へ、内原地区は茨城地方広域環境事務組合の処理施設へそれぞれ搬入している。



(2) し尿処理量の推移

(単位：k1)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
水戸地区	し尿	8,251	7,554	6,944	6,570	5,913
	浄化槽汚泥	28,729	28,589	26,890	25,501	24,408
	計	36,980	36,143	33,835	32,071	30,321
常澄地区	し尿	959	648	651	622	608
	浄化槽汚泥	3,398	3,171	3,298	3,291	3,527
	計	4,357	3,819	3,949	3,913	4,135
内原地区	し尿	1,094	987	919	851	764
	浄化槽汚泥	3,982	3,506	3,875	3,892	4,182
	計	5,076	4,493	4,793	4,743	4,946

※ 端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。

2 浄化槽設置補助事業

生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、集合処理が困難な地域を対象として、予算の範囲内で浄化槽設置補助金を交付している。

補助実績の推移

種類			単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度					
公共下水道事業認可区域等を除く地域	通常型	5人槽	限度額	円	294,000	294,000	294,000	294,000	294,000				
			基数	基	55	24	30	39	26				
		7人槽	限度額	円	342,000	342,000	342,000	342,000	342,000				
			基数	基	18	11	17	16	11				
		10人槽	限度額	円	459,000	459,000	459,000	459,000	459,000				
			基数	基	1	1	5	2	2				
	高度処理型 (澗沼・千波湖流域)	5人槽	限度額	円	664,000	/	/	/	/				
			基数	基	117								
		7人槽	限度額	円	702,000								
			基数	基	48								
		10人槽	限度額	円	752,000								
			基数	基	11								
	新築等	5人槽	限度額	円	/					533,000	533,000	533,000	533,000
			基数	基						96	103	106	111
		7人槽	限度額	円						644,000	644,000	644,000	644,000
			基数	基						14	13	12	14
		10人槽	限度額	円						787,000	787,000	787,000	787,000
			基数	基						8	3	4	3
転換	5人槽	限度額	円	645,000						645,000	645,000	645,000	
		基数	基	27						36	15	17	
	7人槽	限度額	円	772,000						772,000	772,000	772,000	
		基数	基	42						30	32	15	
	10人槽	限度額	円	959,000						959,000	959,000	959,000	
		基数	基	4						0	2	0	

種類		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
公共下水道事業認可区域内等	5人槽	限度額	円	98,000	98,000	98,000	98,000	98,000
		基数	基	40	36	28	23	20
	7人槽	限度額	円	114,000	114,000	114,000	114,000	114,000
		基数	基	8	5	11	4	4
	10人槽	限度額	円	153,000	153,000	153,000	153,000	153,000
		基数	基	0	5	0	0	0

公共下水道認可区域等を除く地域	単位	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
において、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽を設置する場合、9万円を限度に加算している件数	件	54	42	38	44	19